

※こちらに掲載している情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止または延期となる場合があります。

2022 4 暮らしの情報

「お知らせ」「募集」など暮らしに役立つ情報を掲載しています。

お知らせします

令和5年(仮称)二十歳(はたち)のつどいのお知らせ

▼と き 令和5年1月8日(日)午後1時

▼ところ 十四山スポーツセンター

▼対象者 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方

※現在、就職・大学などで住民票を市外に異動されている方は案内状が届きません。弥富市で参加を希望される方はお問い合わせください。

問市役所生涯学習課(総合社会教育センター)

(仮称)二十歳のつどい実行委員を募集します

令和5年1月8日(日)に行う「二十歳のつどい」の企画や運営を自分たちの手で演出してみませんか。

▼対象者 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方

▼内容 式典およびアトラクションの内容を企画・運営など

▼募集期間 4月26日(火)～5月29日(日)

問市役所生涯学習課(総合社会教育センター)



歴史民俗資料館がリニューアルオープン

歴史民俗資料館は4月1日(金)に、弥富まちなか交流館1階にリニューアルオープンしました。

新しい資料館では、市民の皆さんから寄贈いただいた資料や写真をもとに郷土の歴史や自然、災害、昔の暮らしなどを分かりやすく紹介しています。他にも昔の暮らしが体感できるコーナーなどたくさん見どころがあります。また、弥富金魚のえさやりや白文鳥とのふれあいも楽しめます。新しくなった資料館にぜひお出かけください。

資料館の情報は市ホームページや公式ツイッターで発信しています。

▼開館時間 午前9時～午後5時

▼休館日 月曜日

問歴史民俗資料館

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者の方が、自己の土地や家屋と他の土地や家屋の価格とを比較することができます。

土地の納税者の方は土地価格等縦覧帳簿を、家屋の納税者の方は家屋価格等縦覧帳簿をご覧になれます。

▼と き 4月1日(金)～5月2日(月)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

▼ところ 市役所税務課

▼縦覧できる人

- ・納税者本人およびその同居の親族、相続人
- ・納税管理人
- ・納税者の代理人(委任状が必要)

※非課税および免税点未満の土地や家屋の所有者の方は、納税者でないため縦覧できません。

※賦課期日(令和4年1月1日)後に所有者となった方は縦覧できません。

▼必要なもの

- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

※法人の場合は、社印または代表者印を押印した委任状

問市役所税務課

(内線212～214)

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者の方が、自己の資産について固定資産課税台帳に登録された内容を確認することができます。

▼と き

通年(4月1日(金)から) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

▼ところ 市役所税務課

▼手数料 1枚200円(ただし、5月2日(月)までは無料)

▼閲覧できる人

- ・納税義務者本人およびその同居の親族、相続人
- ・納税管理人
- ・納税義務者の代理人(委任状が必要)

※借地人・借家人は、賃貸権、その他の使用または収益を目的とする資産のみ閲覧できます。(契約書などが必要です)

▼必要なもの

- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

※法人の場合は、社印または代表者印を押印した委任状

問市役所税務課

(内線212～214)

名古屋都市計画地区計画の決定(案)の縦覧

前ヶ平地区計画の決定に関するについて、案の縦覧を行います。

▼都市計画の種類および名称

名古屋都市計画地区計画の決定(市決定)

▼縦覧期間

4月5日(火)～19日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

▼縦覧場所

市役所都市整備課、市ホームページ

▼意見書の提出

この縦覧は、都市計画法第17条第1項の規定に基づくもので、住民および利害関係人は、縦覧期間内に限り、意見書を提出することができます。

▼提出方法

閲覧場所備え付けもしくは市ホームページの様式に意見を記入し、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

問67-4011

問toshikei@city.yatomi.lg.jp

問市役所都市整備課(内線264)

88歳おたっしや訪問

高齢になっても、住み慣れた地域で安らかな生活を送ることは、誰もが願うことです。市では、いつまでも元気で自立した生活を送るための支援のひとつとして「88歳おたっしや訪問」を実施しています。ご本人の日頃の様子をお聞きしながら、市が提供している住民サービスの紹介を兼ね、介護予防についてお話しします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、訪問ではなく電話対応をしております。

▼と き

88歳の誕生日

▼対象者

満88歳を迎える方

▼連絡者

市地域包括支援センター(海南病院総合相談センター、なでしこ指定居宅介護支援事業所)の職員

問市地域包括支援センター

問65-5521

市役所介護高齢課

(内線174・175)



令和4年度狂犬病予防集合注射の中止について

毎年5月に市内各所にて狂犬病予防集合注射を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とご来場される皆さんのご健康や安全を第一に考え、関係団体との協議の結果、令和4年度の狂犬病予防集合注射を中止とします。

ご来場を予定されていた皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

なお、狂犬病予防注射の接種は動物病院で受けることができますので、3月に送付しました狂犬病予防注射の案内葉書を動物病院へお持ちください。診察時間や料金などについては、各動物病院へお問い合わせください。

問市役所環境課(内線234)



蟹江警察署からのお知らせ

市内犯罪発生状況(令和4年1月)

	R4年1月	R3年1月	前年比
侵入盗	3	1	+2
特殊詐欺	0	0	0
自動車盗	0	1	-1
車上ねらい	0	5	-5
部品ねらい	1	2	-1
自転車盗	5	2	+3
自販機ねらい	0	0	0
ひったくり	0	0	0
強盗	0	0	0

4月1日から4月10日までの間は、春の安全なまちづくり県民運動期間です。新生活がスタートする4月は、不慣れた生活から隙が生じやすく、泥棒や痴漢などの犯罪が増える時期です。安全で住みよい地域社会実現のため、一人ひとりが防犯意識を高め、防犯環境作りに取り組みましょう。

【犯罪にあわない】

犯罪に巻き込まれないためには、日頃から防犯の対策が大切です。施錠をする、補助錠を付けるなど、小さなことからでも少しずつ取り組みましょう。

【犯罪を起こさせない】

子どもの登下校の見守り活動、自主パトロール活動、環境浄化活動などを、地域の連帯感をもって実施し、犯罪の機会を与えないようにしましょう。

【犯罪を見逃さない】

犯罪を目撃したり、不審者を発見したときには、すぐに警察に通報しましょう。

問愛知県蟹江警察署 生活安全課

問95-0110(内線262・263)

市役所市民協働課(内線434)

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。

特に、10代から20代の若年層への性犯罪・性暴力は、未熟さに付け込んだ重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

4月は進学や就職などに伴い、生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まります。もし、被害に遭ってしまったら、ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

▼相談窓口

ワンストップ支援センター 全国共通短縮電話番号

問#8891

警察相談専用電話

問#9110

問市役所市民協働課(内線433)

